

議案第19号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の80の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表80の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表91の3の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表91の4の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表128の項中「以下この項」の次に「及び次項」を加え、

「

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

」を

「

備考
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

2 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。)の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

」に改め、同項の次に次の1項を加える。

る。

128 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	一戸建ての住宅	1件につき 12,000円
				共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 23,000円
				共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 39,000円
				共同住宅等で、建築物全体	1件につき 61,000円

--	--

の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき106,000円
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき173,000円
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき289,000円
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が20	1件につき36万円

--	--

	0戸を超え300戸以下のもの	
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき395,000円
申請に係る長期優良住宅維持保全	一戸建ての住宅	1件につき61,000円
計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき149,000円
第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき24万円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以	1件につき473,000円

--

--

下のもの	
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき862,000円
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき1,501,000円
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき278万円
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき398万円

		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき4,873,000円
	備考 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		

別表第1の129の項中「定める額に2分の1」を「定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。）の変更にあつては、128の項の備考に定める額）に2分の1」に改め、同項の次に次の1項を加える。

129の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	1件につき、128の2の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に
-------	---	-----------------------	--

				関する法律第 5条第6項の 規定による認 定の申請に基 づき同法第6 条第1項の認 定を受けたも のに限る。)の 変更にあつて は、128の 2の項の備考 に定める額) に2分の1を 乗じて得た額
--	--	--	--	---

別表第1の140の2の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。